

女性技術者の配置を要件とする入札の実施について

平成28年3月30日付けでお知らせしたとおり、女性技術者の登用・育成を目的として、標記入札を平成29年度から下記のとおり実施します。

記

1. 対象工事

- ・ 予定価格が概ね5千万円～1億円程度の土木一式（一般土木）工事及び建築一式（一般建築）工事
- ※総合評価案件、水道局、市民病院発注工事は除く

2. 実績要件

- ・ 実績要件として、「女性技術者を主任技術者又は監理技術者として配置すること」を追加する。
- ・ 一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士の資格は求めない。（建設業法上、配置することができる資格を有していれば可とする）
- ・ 主任技術者として配置する場合は、監理技術者証（監理技術者講習修了証）の提出は求めない。
- ・ 上記以外の要件は、通常案件と同様とする。

3. 女性技術者の配置

- ・ 原則、全工期専任とするが、やむを得ない場合（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職など）は、配置した女性技術者の交代を認める。
- ・ 交代する技術者は、原則として、同等の資格を有する女性技術者とする。
- ・ 交代できる同等の資格を有する女性技術者がいない場合は、同等の資格を有する男性技術者への交代も可とするが、この場合、他の女性技術者を担当技術者として配置すること。
- ・ 契約後に女性技術者が交代し、他の女性技術者を全く配置できない場合、契約解除は行わないが、当該年度の女性技術者を要件とする案件には参加できない。
- ・ その他のペナルティは課さない。

4. 補助技術者の配置

- ・ 配置する女性技術者の他に1名（性別問わず）、補助技術者の配置を認める。
- ・ 補助技術者としての実績は、本市発注工事において、主任（監理）技術者の実績と同等に取り扱う。